パブリックコメント手続きの流れ

パブリックコメント手続を実施する案件の素案作成

素案の公表
・素案及び関連資料を添付
・概要、意見募集の趣旨、意見募集の期間、意見の提出方法等を明記

■ホームページへの掲載
■担当窓口や総合案内窓口での閲覧
■広報紙・お知らせ版等で周知

公表した日から原則30日以上の募集期間を設定

意見等の募集

郵便・ファクシミリ・電子メール
指定する場所への書面提出
※任意の様式で可。
住所・氏名・電話番号等を明記して提出。

意見等のとりまとめ

【素案に反映できる意見】
その意見に基づいて案を修正

素案の再検討

【素案に反映できない意見】
その理由やその意見に対する市の考え方をまとめる

市として最終的な決定

結果の公表
・最終的に決定された案
・提出された意見等
・決定した案の修正内容と理由
・提出された意見等に対する市の考え方等を掲載

■ホームページへの掲載
■担当窓口や総合案内窓口での閲覧
■広報紙・お知らせ版等で周知

議会へ提出

条例など議会の議決を要するもの

政策等の実施・施行